札幌市環境局

環境事業部事業廃棄物課

令和４年度不法投棄ボランティア監視員研修会用

動画字幕ファイル

|  |  |
| --- | --- |
| スライド１  [タイトル] | 皆さまにおかれましては、日頃より、札幌市の不法投棄ボランティア監視員制度にご協力いただきありがとうございます。  皆さまのご協力により、平成17年の制度発足から、間もなく20年を迎えます。今後も制度を継続していけるように、本研修で、不法投棄の基礎、本市の不法投棄に関する状況、不法投棄ボランティア監視員制度等を再度ご理解いただき、皆さまの活動の一助となればと思っております。 |
| スライド２  [研修内容] | それでは、研修を進めて参ります。  本研修は、ご覧の項目について、順にご説明いたします。 |
| スライド３  [不法投棄とは] | まず、不法投棄の基礎について、ご説明いたします。  不法投棄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、通称廃棄物処理法の第16条に、不法投棄の禁止が定められております。具体的には、ゴミステーションやごみ処理施設などの、ごみを投棄する場所以外にみだりに捨てる行為を意味しており、非常に重い罰則のある行為になります。  罰則の適用については警察が判断することとなりますが、罪としての立件判断においては、状況証拠のほか、その行為に“みだり性”があるかどうかが非常に重要になると言われております。  不法投棄されたごみは、投棄者に撤去・処分させることが原則ではありますが、状況から投棄者を特定するのが困難な場合もあり、判明しない場合には、廃棄物処理法第５条に規定する清潔の保持等に基づいて、投棄場所の所有者や管理者に処分をお願いしています。  私有地に不法投棄されたと、土地の持ち主から相談いただくことがありますが、本市では、土地所有者自身も、不法投棄を防止する策を講じる責任があることをご理解いただき、所有者ご自身での対応をお願いしております。 |
| スライド４  [不法投棄とは] | 次に、不法投棄の罰則についてご説明いたします。  不法投棄には、５年以下の懲役または1,000万円以下の罰金またはその両方が科せられます。さらに法人の場合には、罰金額が３億円以下となり、非常に重い罰則となっております。 |
| スライド５  [不法投棄発生件数の  推移（年度別）] | 次に、本市の不法投棄の現状をご説明いたします。  こちらは、不法投棄発生件数の推移を表したグラフです。不法投棄発生件数のピークは平成18年でした。本市では、不法投棄の急増を受けて、平成19年に「不法投棄撲滅緊急宣言」を発出し、早期解決を図ってまいりました。  近年は、多少の増減があるものの1,000件程度で推移している状況です。  直近では、令和２年度に1,000件を超える発生件数を記録しましたが、これは、新型コロナウイルス蔓延の影響により、家庭で過ごす時間が増え、片づけにより排出された大型ごみ等の不法投棄が増加したものと推測しております。 |
| スライド６  [不法投棄発生件数の  推移（区別）] | こちらの表は、不法投棄の発生件数を区別に表したものです。  例年、南区、白石区、北区の不法投棄件数が多い傾向にあります。この要因としては、郊外の人目の少ない整備された道路が、比較的多いことが考えられます。 |
| スライド７  [不法投棄発生件数の  推移（家電4品目）] | こちらの表は、本市が回収した不法投棄物のうち、リサイクルの対象である家電4品目の個数やその処理費用を表したものです。  道路や公園、ゴミステーション等への不法投棄物については、本市が管理者として回収し処理を行っております。そのうち家電4品目は、再商品化経費いわゆるリサイクル費用がかかりますので、本市が処理する不法投棄物のなかでも大きなウェイトを占め、例年、およそ200万円の処理費用を要しております。  令和４年度の処理費用は、例年に比べて約50％減少しております。これは、全体の不法投棄発生件数が減少していることと同様に、家電４品目の回収個数も減少していることにより減少したものです。 |
| スライド８  [不法投棄発生件数の  推移  （投棄場所の割合）] | こちらのグラフは、令和４年度における不法投棄発生場所の割合を表したものです。  道路や道路沿いへの不法投棄の割合が最も高く、次いで、私有地が高い状況となっております。  不法投棄の大半は、郊外の人目の少ない道路や道路脇で行われている状況であり、不用となったごみを、自家用車等で運んで、ここなら見つからないだろうという場所で捨てているものと考えられます。  私有地においても同様に、郊外の人目の少ない場所で不法投棄される事例が多くみられます。  さらに、囲いを設置していない、草刈りがされていないなど、管理されていない放置状態の土地は、特に、不法投棄しやすい印象を与えてしまいます。そこで、チェーンや柵を設置して自動車等の侵入を防止したり、定期的に草を刈っておくなど、土地所有者が日頃からきちんと管理を行う意識を持つことが極めて大切になってきます。 |
| スライド９  [不法投棄に対する  札幌市の対応] | ここからは、本市の不法投棄に対する対応や、施策等についてご説明いたします。  まず、不法投棄に対する対応について、ご説明いたします。  監視員の皆さまを含めて、市民の方から不法投棄の通報がありましたら、当課の職員が現場に行き、不法投棄物の中から投棄者を特定できるような証拠物が無いか、調査を行います。  調査した結果、投棄者につながるような証拠物があれば、警察に通報し、警察と連携して投棄者への指導を行います。不法投棄が悪質であり、且つ、十分な証拠がある場合には、警察が立件する場合もあります。  一方で、投棄者につながるような証拠物がなければ、投棄場所の土地所有者を調査し、土地所有者に状況の連絡や撤去のお願いを行います。 |
| スライド10  [札幌市の不法投棄に  対する施策の概要] | 次に、本市が実施している、不法投棄に対する施策の概要をご紹介いたします。  施策１、巡回監視。不法投棄の監視、不法投棄防止啓発や通報に対応する体制として、警察官OB4名を2班編成とし、平日の日中に巡回監視を行っております。夜間や休日は、通報に対応する体制はありませんが、警備会社に委託し、巡回監視を行っております。  施策２、監視カメラによる監視。不法投棄が繰り返し行われる場所には、不法投棄防止を目的とした監視カメラを設置しています。また、常設場所以外であっても、不法投棄が頻発し、悪質性が高い場所には、仮設のカメラを設置することもあります。  なお、具体的な設置場所は公開しておりません。  施策３、ヘリコプターによる上空監視。年2回、全市域を対象とし、ヘリコプターによる上空からの監視を行っております。これは、地上からの確認が困難な場所や、広範囲にごみを投棄している案件などの監視を目的としているものです。 |
| スライド11  [札幌市の不法投棄に  対する施策の概要] | 施策４、事業者との協定による監視。本市では、市内事業者と不法投棄監視協力に関する協定の制度があります。これは、不法投棄の早期発見のため、不法投棄発見時の通報協力や、車両ステッカーを用いた不法投棄防止の啓発活動などにより、本市と事業者が協同して、観光都市にふさわしく美しいまちづくりを推進していくことを目的としているものです。  施策５、不法投棄ボランティア監視員制度。日常生活の中での不法投棄発見時の通報等により、地域の監視の目の役割や地域の美化につながるものとして、本制度を創設しており、皆さま方にも、ご協力していただいているところです。  本市としましては、これらの施策を実施することによって、不法投棄しづらい環境を構築しているところです。 |
| スライド12  [札幌市の不法投棄に  対する施策の概要] | その他の啓発活動として、本市では、啓発資材の作成・配布を行っており、希望される方には、幟旗やステッカーを配布して、不法投棄防止や啓発につなげております。 |
| スライド13  [不法投棄ボランティア  監視員制度] | ここからは、不法投棄ボランティア監視員制度の詳細について、ご説明いたします。  不法投棄ボランティア監視員制度は、買い物や散歩など、日常生活のなかで、不法投棄物を発見した場合に通報していただく制度です。  通報対象は、一般家庭の大型ごみやテレビ、冷蔵庫等の家電品、古タイヤ、原形の無い自転車等としております。  一方、ゴミステーションにおけるルール違反、原形のある自転車・バイク等、空き缶等ポイ捨て等小規模のごみは、通報の対象外とさせていただいております。  これは、ゴミステーションは本市清掃事務所が所管していること、原形のある自転車・バイクは盗難の恐れから、警察での捜査対象となること、また、ポイ捨て等小規模の物についても、その形態から調査・確認を行っても、投棄者の証拠を得ることが非常に困難であることから、通報の対象外としております。  このため、ゴミステーションへの不法投棄を発見されましたら、管轄の清掃事務所へ、原形のある自転車等を発見されましたら、最寄りの交番もしくは管轄の警察署地域課へ連絡していただきますようお願いいたします。 |
| スライド１4  [不法投棄ボランティア  監視員制度] | 次に、対象の不法投棄物を発見した場合の当課への通報方法について、ご説明いたします。  発見された不法投棄物には、皆さまにお渡ししている「通報済みシール」に、発見日を記入のうえ、見やすい位置に貼り付けてください。もし、発見時にシールをお持ちでなかった場合には、添付していただかなくても構いません。行き違いを防止するためにも、極力貼付にご協力をお願いいたします。  その後、記録用紙に、投棄場所や投棄物の種類、数量などの必要事項を記載していただき、当課までFAXしてください。  なお、ご自宅にFAXが無い場合や記録用紙がお手元に無い場合は、電話やメールでの通報でも構いません。通報受理後に、当課職員が不法投棄物や投棄場所の詳細を直接お聞きします。  不法投棄の連絡を当課が受け付けましたら、担当職員が現地調査を行ってまいりますが、現地調査により、投棄者に繋がる情報を発見した場合には、当課もしくは警察から詳しい情報をお聞きする場合がありますので、ご協力をお願いいたします。 |
| スライド15  [不法投棄ボランティア  監視員制度] | ご参考までですが、こちらのグラフは、ボランティア監視員登録人数の推移を示したグラフになります。監視員人数は平成24年度のピーク時からは減少しておりますが、近年は全市で300人程の方に登録いただき、活動していただいております。 |
| スライド16  [近年の不法投棄の  具体例] | 最後に、近年の不法投棄事案の具体例をご紹介いたします。  まず一つ目は、左側の記事の、廃家電を集めて不法に投棄したという事例です。みなさまは不良品回収業者というのをテレビやチラシなどで目にされたことがあると思いますが、その中には廃棄物を無許可で運んでいる業者もいるということです。リサイクルショップ等でリユースする場合もあるのですべての業者が違法とは言えないのですが、無許可で運んで投棄する業者は存在すると思われます。特に家電の場合は投棄者を特定するのは極めて困難であり、推測では罪に問えないため、検挙まで至らないケースもあります。  次に、右側の記事になりますが、埼玉県の見沼田んぼで不法投棄が急増したという報道です。見沼田んぼはもともと不法投棄が多かった地点のようですが、新型コロナウイルスの影響で自宅に滞在する時間が増え、大掃除をした結果家庭ごみが増えてしまい、田んぼへ不法投棄する人が急増したそうです。家庭ごみが増加したのは埼玉県だけではないため、本市においても、新型コロナウイルスは不法投棄につながる原因になったのではないかと考えられます。  このような事例はなかなか投棄者にたどり着かない場合が多いのは事実でありますが、皆さまと一緒に地道な活動を行って不法投棄のない環境づくりができたらと思っておりますので、引き続き、ご協力をお願いいたします。 |
| スライド17 | 説明は以上になります。  本研修についてのご質問、その他不法投棄に関してご不明点などございましたら、問い合わせ先まで、ご連絡ください。  ご視聴いただき、ありがとうございました。 |